

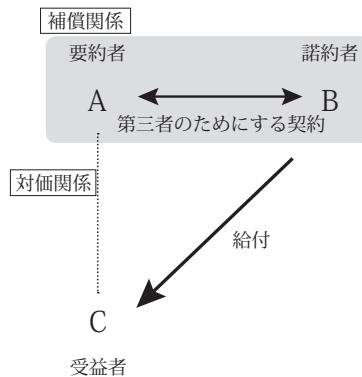
第2. 債務引受け

総合 231 頁

第三者のためにする契約

(1) 意義

契約当事者的一方が第三者に直接に債務を負担することを相手方当事者に約する契約（537 I）



(2) 成立要件

ア 要約者と諾約者との間の意思表示の合致のみで成立する（537 I）

→第三者は、第三者のためにする契約の時点において存在又は特定している必要はなく、受益の意思表示をなす時に、第三者が存在しかつ特定していれば足りる（537 II）

ex. 胎児、成立前の法人（大判大 7.11.5、最判昭 37.6.26） 短 司H28-23-7

イ 受益者が何らかの意思表示をすることは契約の成立要件ではないが、受益者の諾約者に対する権利は受益者が諾約者に契約の利益を享受する意思表示（受益の意思表示）をしたときに発生するとされている（537 III）

短 司H18-23-I, H21-25-1

受益の意思表示をする権利は一種の形成権であり、債権者代位権の対象になる（大判昭 16.9.30） 短
アレ19-I, 司H28-23-9

(3) 効果

ア 第三者（受益者）の地位

- (ア) 受益者が受益の意思表示をした（537 III）場合、受益者は諾約者に債権を取得する（537 I）

→受益者は諾約者に対する債務不履行責任を追及できる

cf. 取消し・解除はできない 短 プレ19-ア,司H18-23-オ,H28-23-I

∴ 契約当事者ではない

- (イ) 受益を拒絶することも可能

ただし、負担付きの契約において負担のみ拒絶することはできない
(一括のみ可)

ex. 家を買ってあげるから、自分の両親の世話をしてほしいと要約者から依頼された場合、受益者は、家だけもらって世話をしないことはできない

イ 諸約者・要約者の地位

受益の意思表示いかんを問わず、契約当事者となる

- cf. 受益の意思表示後は、契約内容の変更・消滅ができない（538 I）

短 プレ19-イ,司H18-23-ウ

(ア) 要約者

- i 受益の意思表示如何を問わず、債権者たる地位を有する 短 司H18-23-イ

諸約者に債務不履行責任を追及できる

→ただし、契約解除には受益者の承諾が必要（538 II）

- ii 要約者は契約当事者であって受益者の代理人ではない

意思表示の欠缺・瑕疵などは専ら諸約者・要約者において決する

短 プレ19-オ,司H23-5-2

(イ) 諸約者

要約者に主張できることは受益者にも主張できる（539） 短 プレ19-ウ

ex. 同時履行の抗弁

- cf. 要約者・受益者の関係（対価関係）は、契約内容とならない 短 司

H28-23-オ

→対価関係の欠缺や瑕疵は、動機の錯誤としてのみ考慮される

撤回・合意解除などができるないというだけであって、取消し、無効主張、債務不履行解除などは可能

諸約者が詐欺取消しを主張した場合、受益者は「第三者」（96 III）としての保護は受けない 短 司 H18-23-7,H28-23-イ

∴ 契約が有効であることを信頼して新たに利害関係に入った者ではない